

## 【岩手中部水道企業団特定事業主行動計画の実施状況の公表（令和7年度）】

7月公表

岩手中部水道企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。）に基づき「岩手中部水道企業団における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「岩手中部水道企業団次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項・次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

### 1 女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況

「岩手中部水道企業団における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」にて定めている数値目標の取り組み状況はつぎのとおりです。

#### 【目標1】育児休業の取得促進

令和7年度までに、育児休業を取得する職員の割合を40%以上にする。

※3歳以下の子がいる職員が対象。（会計年度任用職員は集計に含まない。）

#### ・育児休業の取得状況

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
対象者数	7人	8人	7人	7人	7人
男性	5人	6人	5人	5人	4人
女性	2人	2人	2人	2人	3人
取得率(人数)	28.6% (女性：2人)	25% (女性：2人)	28.6% (女性：2人)	42.9% (女性：1人、 男性：2人)	14.3% (女性：1人)

#### 【目標2】育児参加のための休暇の取得促進

令和7年度までに、制度が利用可能な職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を70%以上にする。

※対象者…岩手中部水道企業団職員就業規程第29条第13号、第14号、第15号、第18号、第19号のいずれかに該当する職員。（会計年度任用職員は集計に含まない。）

#### ・該当する休暇の取得状況

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
対象者	17人	18人	18人	19人	17人
取得者(割合)	8人(47%)	11人(61%)	14人(77%)	14人(74%)	14人(82%)

**【目標3】採用試験受験者数の女性割合の拡大**

令和7年度までに、採用試験(一次試験)における女性の割合を50%以上にする。

## 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
一般職	20.7%	30.8%	27.6%	26.7%	33.3%
技術職	0%	採用なし	11%	採用なし	採用なし

**2 次世代育成支援対策特定事業主行動計画の実施状況**

## ア. 子育て支援に関する制度の周知徹底

- ・正職員向けの子育て支援制度のしおり、会計年度任用職員の休暇取得手引きを制度改正にあわせて改訂し、グループウェアにて周知した。

## イ. 妊娠中及び出産後における配慮

- ・妊娠中であるとの申出があった場合に、業務量の調整や時間外勤務の配慮を行っている。
- ・健診や保健指導のため特別休暇の申請があった場合には承認している。
- ・子育て支援のしおりを活用し、経済的支援措置の周知を行っている。

## ウ. 男性の子育てのための休暇の取得促進

- ・職員配置の見直しやDX推進により業務遂行体制の改善を推進している。

## エ. 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ・育児休業を取得するとの申出があった場合には業務分担の見直しを行っている。
- ・育児休業中の職員が必要とする場合には職場状況や業務に関する情報提供を行っている。

## オ. 時間外勤務の縮減

- ・毎月の時間外勤務の状況を集計し、課長会議にて報告することで、所属長を通じて時間外勤務の縮減について啓発を行っている。

## カ. 休暇取得の推進

- ・年次休暇のうち5日間は時季指定付与とし、全職員が取得するよう指導している。
- ・お盆期間や年末年始には会議等の自粛を行い、休暇の取得促進について周知している。